

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人根っこわーくす と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 大阪府交野市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、子どもたちが共に育み合い、子どもたちを取り巻くおとなも自ら育ち合うことを「キョウイク」と呼び、キョウイク的な放課後の活動を通して、子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を、主体的に生き抜くための生きる力を育み合うことを助け、誰もが多様であることを大切にできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 子どもたちのキョウイク的な放課後の場をつくる事業
2. 保護者のための子育て講座の開催及び子育てを支援する事業
3. 教育者のための研究会・研修会・講演会の開催
4. キョウイクのための講師派遣事業
5. キョウイクに関する出版物の制作・発行
6. キョウイクに関する諸団体との連携の推進
7. 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業
8. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 当法人の会員となるには、理事会が別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(4) 死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において正会員の中から選出する

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が総正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定め

る事項を記載又は記録した議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。
- 3 この議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内

(役員を選任)

第23条 理事又は監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により、免除することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第32条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。
- 3 この議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 基金

(基金の抛出等)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程による。
- 3 基金の抛出者は、前項の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

- 4 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が解散したときは、残余財産を、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人のいずれかに贈与する。

(剰余金の不分配)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名および住所)

第47条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

大阪府松原市田井城二丁目3番1-114号

設立時社員 大 島 一

奈良県生駒市有里町17番地9フラワリータウンB-105

設立時社員 穂 久 宗 徳

奈良県生駒市軽井沢町5番65号

設立時社員 高 山 朋 子

大阪府岸和田市野田町一丁目7番25-912号

設立時社員 二 木 あずさ

大阪府高槻市牧田町6番39-307号

設立時社員 津田千華

大阪府吹田市清水10番1-201号

設立時社員 相澤心平

(設立時の役員)

第48条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりである。

設立時理事 大島一 穂久宗徳 高山朋子 二木あずさ 相澤心平

津田千華

設立時代表理事 大島一

設立時監事 大島紀子

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

【附則】

1 この定款は、2017年4月11日から施行する。

2 2018年7月12日変更。

3 2021年9月12日変更。

本書は当法人の現行定款に相違ありません。

令和3年9月15日

大阪府交野市私市七丁目19番14号

一般社団法人 根っこわーくす

代表理事 大島一